

おくやみハンドブック



伊万里市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

伊万里市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様になんらかのお役に立てば幸いです。

伊万里市役所 市民課 0955-23-2143

事前準備について

伊万里市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 3 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、伊万里市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ **来庁される方の本人確認書類**（運転免許証、マイナンバーカードなど）
写真付きのものがいない場合は、資格確認書、介護保険証、年金手帳など計2点
- ☐ **認印**（※相続人代表及び喪主）
- ☐ **預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

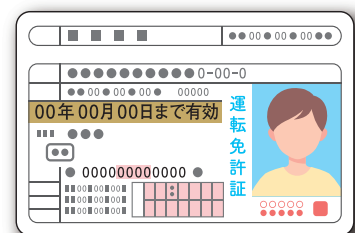
亡くなられた方の必要なもの

- ☐ **基礎年金番号が記載されているもの（年金証書）** ※年金受給者のみ
- ☐ **国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ**
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- ☐ **介護保険被保険者証**
※亡くなられた方の各種認定証（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）
- ☐ **身体障害がい手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

- ☐ **1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
- ☐ **2点で本人確認できる書類**
健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、
各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (38 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(39 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

伊万里市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録等	☐	戸籍証明書を取得する場合	P.7
	☐	住民票除票を取得する場合	
	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.8
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.12
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.13
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.14
	☐	市税を口座から引き落とししていた	
	☐	市県民税が課税されていた	P.15
	☐	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.16
	☐	四輪の軽自動車・原動機付自転車・農耕作業用自動車などを所有していた	P.17
介護保険	☐	65歳以上、または介護認定を受けていた	P.18
福祉(障がい)	☐	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	☐	障がい児福祉手当を受給していた	P.20
	☐	特別障がい者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.21

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.22
	☐	心身障がい者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.23
	☐	重度心身障がい者医療費の助成を受けていた	P.24
	☐	福祉タクシー券を使用していた	P.25
	☐	障がい児通所サービスを利用していた	
	☐	障がい福祉サービスを利用していた	P.26
	☐	地域生活支援サービス(日中一時支援、訪問入浴、移動支援)を利用していた	
	☐	パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)の交付を受けていた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.27
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.28
	☐	子どもの医療費受給資格者証を交付されていた	P.29
	☐	ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.30
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.31
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
その他	☐	道路を占用していた	P.32
	☐	河川用地または里道、水路等を占用していた	
	☐	市営住宅の名義人の場合	P.33
	☐	山林を相続する場合	
	☐	亡くなられた方が犬を飼っていた場合	
	☐	農地を所有・耕作していた場合	P.34
	☐	改葬の手続きをする場合	

※死亡届出人(喪主等)に市役所関係部署から手続きについて連絡することがあります。

1. 住民登録等に関する手続き

戸籍証明書を取得する場合

手続き 証明書が取得できるまで

手続き詳細	期 限
伊万里市に死亡届を提出された方で、亡くなられた方の 【本籍が伊万里市の場合】 死亡が記載された戸籍証明書が取得できるまでに、死亡届を提出された日の翌開庁日から数日～1週間程度を要します。 【本籍が伊万里市以外の場合】 死亡が記載された戸籍証明書が取得できるまでに、死亡届を提出された日の翌開庁日から2週間程度を要します。 ※取得可能な人②の場合は、亡くなられた方の本籍地の役場での取得となります。	なし
	取得可能な人
	① 直系尊属卑属（父・母、子など） ② 権利や義務を履行するために必要な方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 取得可能な人②の場合は、権利や義務を履行することがわかる書類や提出先がわかる書類等 ☐ 申請者が代理人の場合は委任状	市民課 ☎ 0955-23-2143

住民票除票を取得する場合

手続き 証明書が取得できるまで

手続き詳細	期 限
伊万里市に死亡届を提出された方で、亡くなられた方の 【住所が伊万里市の場合】 死亡が記載された住民票除票が取得できるまでに、死亡届を提出された日の翌開庁日から1～2日程度を要します。 【住所が伊万里市以外の場合】 死亡が記載された住民票除票が取得できるまでに、死亡届を提出された日の翌開庁日から10日程度を要します。 ※亡くなられた方の住所地の役場での取得となります。	なし
	取得可能な人
	権利や義務を履行するために必要な方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 権利や義務を履行することがわかる書類や提出先がわかる書類等 ☐ 申請者が代理人の場合は委任状	市民課 ☎ 0955-23-2143

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・個人番号通知カードは相続等の手続きで使用する可能性があるため、御家族で管理をお願いします。住民基本台帳カードは返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード（返却される場合） ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0955-23-2143

印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0955-23-2143

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	問い合わせ先 市民課年金保険係 ☎ 0955-23-2153

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者もしくは代理人
☐ 葬祭執行者の印鑑・通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書） ☐ 申請者の身分証明書（免許証等）	問い合わせ先 市民課年金保険係 ☎ 0955-23-2153

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2 年間以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
☐ 印鑑（相続人のもの） ☐ 預金通帳等（相続人のもの）	問い合わせ先 市民課年金保険係 ☎ 0955-23-2153

国民健康保険に加入していた

手続き④ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	相当な期間（概ね 2 か月）
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人
※相当な期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	相続人代表者となる方
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表手続き者の本人確認書類	税務課市民税係 ☎ 0955-23-2148

MEMO

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民課年金保険係 ☎ 0955-23-2153

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人
☐ 葬祭執行者の印鑑・通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書） ☐ 申請者の身分証明書（免許証等）	葬祭執行者もしくは代理人
	問い合わせ先
	市民課年金保険係 ☎ 0955-23-2153

手続き③ 相続人代表申立て申請

手続き詳細	期 限
お亡くなりになった被保険者への高額療養費等の給付がある場合に、申立てをいただくことで法定相続人の代表の方等に支給されます。	2 年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表の方の印鑑・通帳 ☐ 申請者の身分証明書（免許証等）	市民課年金保険係 ☎ 0955-23-2153

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	— 手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	市民課年金保険係 ☎ 0955-23-2142

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、年金事務所・ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	— 手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	唐津年金事務所 ☎ 0955-72-5161 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日間以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会 ☎ 0955-23-2502

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納税の相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に納付していない税金がある場合や相続人等による期限内納付が困難な場合はご相談ください。	随時（速やかに）
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書 ☐ 納付書または督促状 ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等 ☐ 手続きを行う方（相続人）の本人確認書類	収納管理課 ☎ 0955-23-2152

市税を口座から引き落とししていた

手続き 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の預貯金口座から振替（自動引き落とし）をされていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	随時（速やかに）
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	収納管理課 ☎ 0955-23-2152

4. 税金に関する手続き

市県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市県民税・森林環境税が課税されている場合、市県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当な期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	相当な期間（概ね2か月）
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続き者の本人確認書類	税務課市民税係 ☎ 0955-23-2148

MEMO

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※令和 6 年 4 月 1 日から相続登記が義務化されました。相続等による所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。 ※未登記の家屋については、税務課でのお手続きが必要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方で相当の期間を過ぎても「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合は、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	相当な期間（概ね 2 か月）
必要なもの	手続き可能な人
☐ 手続き者の本人確認書類 ※法定相続人以外の方が相続される場合は<u>遺言書の写し等</u>が必要です。	相続人代表者となる方
	問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎ 0955-23-2149 管轄の法務局 伊万里支局 ☎ 0955-23-2885

MEMO

4. 税金に関する手続き

四輪の軽自動車・原動機付自転車・農耕作業用自動車などを所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 【手続き窓口】 ・125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車など（伊万里市ナンバーの車両） ▶税務課市民税係（0955-23-2148） ・三輪、四輪の軽自動車 ▶軽自動車検査協会佐賀事務所（050-3816-1754） ・125ccを超える二輪車 ▶佐賀運輸支局（050-5540-2082）	亡くなられた日から 30日以内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 手続き者の本人確認書類 ※伊万里市ナンバーではない車両については、手続き窓口にご確認ください。	税務課市民税係 ☎ 0955-23-2148

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。 【手続き窓口】 ・125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車など（伊万里市ナンバーの車両） ▶税務課市民税係（0955-23-2148） ・三輪、四輪の軽自動車 ▶軽自動車検査協会佐賀事務所（050-3816-1754） ・125ccを超える二輪車 ▶佐賀運輸支局（050-5540-2082）	亡くなられた日から 15日以内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状 ※伊万里市ナンバーではない車両については、手続き窓口にご確認ください。	税務課市民税係 ☎ 0955-23-2148

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または、はさみ等で細かくしてから破棄してください。 介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または、はさみ等で細かくしてから破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	長寿社会課 ☎ 0955-23-2154

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き① 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

手続き② 保護者の変更

手続き詳細	期 限
手帳の保護者欄に記載がある保護者が亡くなられた場合は、保護者の変更等が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	手帳所持者本人、新たに保護者となる人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障がい者手帳、療育手帳 ※上記手帳所持者と新たに保護者となる人の関係がわかる書類が必要となる場合があります。	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

障がい児福祉手当を受給していた

手続き

障がい児福祉手当死亡届の提出
(未払い分がある場合は未払手当障がい児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 例：死亡日 令和6年6月1日、資格喪失日 令和6年6月1日 手当は6月分まで支給されます。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	親族（保護者または養育者等）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、未払い分を受ける方の振込口座のわかるもの ☐ 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書もしくは死亡診断書	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

特別障がい者手当を受給していた

手続き

特別障がい者手当死亡届の提出
(未払い分がある場合は未払手当特別障がい者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障がい者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 例：死亡日 令和6年6月1日、資格喪失日 令和6年6月1日 手当は6月分まで支給されます。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	親族（配偶者または子もしくは扶養義務者等）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、未払い分を受ける方の振込口座のわかるもの ☐ 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書もしくは死亡診断書	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当受給証明書の返還（未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば（新規での認定請求）受給者変更の手続きとなります。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の特別児童扶養手当受給証明書 ☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） ☐ 未払い分がある場合は、未払い分を受ける方の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	親族（配偶者または扶養義務者等） 問い合わせ先 福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当受給証明書の返還（未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 特別児童扶養手当受給証明書	親族（保護者または養育者等） 問い合わせ先 福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き① 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院医療・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院医療・育成医療）	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

手続き② 自立支援医療受給者証（育成医療）の保護者の変更

手続き詳細	期 限
受給者証（育成医療）の保護者欄に記載がある保護者が亡くなられた場合は、保護者の変更届が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証 ☐ 受給者本人および同一保険加入者全員分の健康保険証	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障がい者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書、心身障がい者扶養共済制度の年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、心身障がい者扶養共済制度の年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 心身障がい者扶養共済制度の年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書（原本） ☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 心身障がい者扶養共済制度の年金を受給する方の住民票 ☐ 心身障がい者扶養共済制度の年金を受給する方の振込口座のわかるもの	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

【心身障がい者扶養共済制度の年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障がい者扶養共済制度の年金を受給予定していた場合、弔慰金の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 年金加入者または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

【心身障がい者扶養共済制度の年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書の提出

手続き詳細	期 限
心身障がい者扶養共済制度の年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障がい届出書の提出のみ手続きしてください。	速やかに
	手続き可能な人 年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

重度心身障がい者医療費の助成を受けていた

【重度心身障がい者医療費助成の対象者が亡くなられた場合】

手続き 受給資格証の返却および資格喪失届、振込口座の変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度心身障がい者医療費受給資格証 ☐ 未申請分の医療費領収書 ☐ 未申請分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの ☐ 相続人の印鑑 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

6. 福祉（障がい）に関する手続き

重度心身障がい者医療費の助成を受けていた

【重度心身障がい者医療費助成の対象者が未成年の場合で、受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給資格証の記載事項変更および振込口座の変更の手続き

手続き詳細	期 限
重度心身障がい者医療費助成の受給者の死亡日をもって受給者変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 重度心身障がい者医療費受給資格証 ☐ 変更後の受給者の振込口座が分かるもの ☐ 変更後の受給者の印鑑	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

福祉タクシー券を使用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を使用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

障がい児通所サービスを利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい児通所サービスを利用する児童の場合、死亡日をもって通所受給者証の返還となります。 また、利用する児童の保護者が亡くなられた場合には、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

障がい福祉サービスを利用していた

手続き 障がい福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい福祉サービスを利用していた場合、死亡日をもって障がい福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障がい福祉サービス受給者証	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

地域生活支援（日中一時支援、訪問入浴、移動支援）サービスを利用していた

手続き 利用決定通知書の決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを利用していた場合は利用決定通知書を返却または破棄してください。地域生活支援サービスを利用している児童の決定保護者が亡くなられた場合は、利用変更の手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 利用決定通知書	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）の交付を受けていた

手続き パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がパーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）の交付を受けていた場合、利用証の返却が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）	福祉課障がい福祉係 ☎ 0955-23-2156

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

受給者が亡くなられた場合

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者等が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 ☐ 受給予定者の健康保険の資格情報が確認できるもの ☐ 受給予定者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 受給予定者の本人確認書類 ☐ 受給予定者のマイナンバー確認書類	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0955-23-2310

お子様が亡くなられた場合

手続き 手当額の改定届

手続き詳細	期 限
お子様が亡くなられた場合、児童手当の額を減額するため、額改定届または、消滅届の手続きが必要となります。	原則、受給者等が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 受給者の本人確認書類	受給者または配偶者
	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0955-23-2310

児童手当を受給していた

市外在住の配偶者が亡くなられた場合

手続き 変更届

手続き詳細	期 限
市外在住の配偶者が亡くなられた場合は、配偶者情報の変更をするため、変更届手続きが必要となります。	原則、受給者等が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 受給者の本人確認書類	受給者
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0955-23-2310

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当証書の返納、資格喪失届の手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。 お子様が亡くなられた場合、受給者の資格喪失届が必要です。	14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 児童扶養手当証書 【お子様が亡くなられた場合】 ☐ 児童扶養手当証書	【受給者が亡くなられた場合】 親族等 【お子様が亡くなられた場合】 受給者
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0955-23-2310

7. 子どもに関する手続き

子どもの医療費受給資格者を交付されていた

手続き 受給資格者の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子どもの医療費受給資格者を交付していたお子様が亡くなられた場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 なお、手続きは各出張所でも受け付けています。	なし
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ お子様の「子どもの医療費受給資格者証」 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0955-23-2310

ひとり親家庭等医療費受給資格者を交付されていた

手続き 資格証の返納、喪失届の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給資格者を交付していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の「ひとり親家庭等医療費受給資格証」 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	【受給資格者が亡くなられた場合】 親族等 【お子様が亡くなられた場合】 お子様の保護者
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0955-23-2310

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0955-23-2310

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
名義人が亡くなられた場合、名義変更または閉栓手続きが必要です。 お手続きはWebまたは上下水道部窓口でお申込みください。 右の二次元コードを読み込むか、「伊万里市 水道」で検索すると手続きページが出てきます。 内容に従ってお手続きください。  ※亡くなられた方名義の口座を変更する場合は、あらかじめ、相続人名義で口座振替手続きが必要です。 金融機関窓口でお申込みください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道部管理課 ☎ 0955-23-5400

下水道事業受益者負担金を納付中であつた

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を分割して納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをしてください。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 下水道事業受益者変更届	上下水道部管理課 ☎ 0955-23-5490

9. その他の手続き

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は、占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は、権利譲渡か権利承継の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有の廃止】 ☐ 占有廃止届、現地写真及び占有許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 占有者権利（譲渡・貸与）届出書 【名義の変更（相続の場合）】 ☐ 占有者地位承継届	道路河川課 ☎ 0955-23-2484

河川用地または里道、水路等を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は、占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は、権利譲渡か権利承継の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【占有の廃止】 ☐ 占有廃止届、現地写真及び占有許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 権利譲渡申請書 【名義の変更（相続の場合）】 ☐ 地位承継届	道路河川課 ☎ 0955-23-2484

9. その他の手続き

市営住宅の名義人の場合

手続き 名義変更届または退去手続き

手続き詳細	期 限
名義変更または退去届の提出	—
必要なもの	手続き可能な人
都市政策課 住宅・空家対策係へご連絡ください。	—
	問い合わせ先
	都市政策課 住宅・空家対策係 ☎ 0955-23-2464

山林を相続する場合

手続き 森林の土地の所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続により、新たに森林の土地の所有者となった場合は、「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	所有者となった日から 90 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 当該土地の登記事項証明書	新たな所有者
☐ その他、届出の原因を証明する書類等	問い合わせ先
※詳細はお問い合わせください	農山漁村整備課 ☎ 0955-23-2591

亡くなられた方が犬を飼っていた場合

手続き 所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合は、所有者の変更が必要です。 ※伊万里市外の方に所有者を変更する場合は、変更後の所有者がお住まいの市町村窓口での手続きとなります。	所有者となった日から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 鑑札・注射済票	新たな飼い主（所有者）
※紛失されている場合はご相談ください。	問い合わせ先
	環境政策課（市役所 1F） ☎ 0955-23-2144

農地を所有・耕作していた場合

手続き 農業委員会への届出

手続き詳細	期 限
農業委員会への届出	概ね 10 か月
必要なもの	手続き可能な人
農業委員会へご連絡ください。	—
	問い合わせ先
	農業委員会（市役所 2F） ☎ 0955-23-2502

改葬の手続きをする場合

手続き 環境政策課への申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の遺骨の収蔵のみの場合は、手続き不要ですが、併せて、すでに市内の墓地に収蔵している遺骨を、別の墓地や納骨堂、永代墓などに移す場合は市が交付する「改葬許可証」が必要となりますので、環境政策課で必要な手続きを行ってください。 手続きの流れや申請様式は市のホームページをご覧ください。	—
必要なもの	手続き可能な人
☐ 改葬許可申請書 ☐ 受入証明書または契約書の写し ☐ 改葬承諾書（申請者と現在の墓地使用者が違う場合） ☐ 改葬受入承諾書（申請者と改葬先の墓地使用者が違う場合） ☐ 申請者の本人確認書類 ※申請者の代理の方が窓口で申請される場合は、委任状と代理の方の身分証明書が必要です。	申請者本人
	問い合わせ先
	環境政策課（市役所 1F） ☎ 0955-23-2144

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 基礎年金番号がわかるもの、死亡診断書の写し、請求者名義の預金通帳、マイナンバーカード等 ※添付書類は個人番号（マイナンバー）の登録状況、死亡原因や子の有無等により異なりますので、事前に年金事務所にお問い合わせください。 【手続き先】 お近くの年金事務所

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 伊万里税務署 ☎ 0955-23-3147
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	伊万里警察署 ☎ 0955-23-3144 佐賀県運転免許センター ☎ 0952-98-2220
恩給を受給していた	☐	総務省人事・恩給局へ お問い合わせください。	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	伊万里保健福祉事務所 （保健所） ☎ 0955-23-2101
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
し尿くみ取り式のトイレを使用して いた	☐	し尿くみ取り取消（変更） 申請 亡くなられた方がし尿く み取り式のトイレを使用 していた場合、し尿くみ 取りの取消または変更の 手続きが必要です。 詳しくは、株式会社カン セイへお問い合わせくだ さい。	株式会社カンセイ ☎ 0955-22-6138

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 伊万里税務署 ☎ 0955-23-3147
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有権 移転（相続）登記など	佐賀地方法務局 伊万里支局 ☎ 0955-23-2885
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

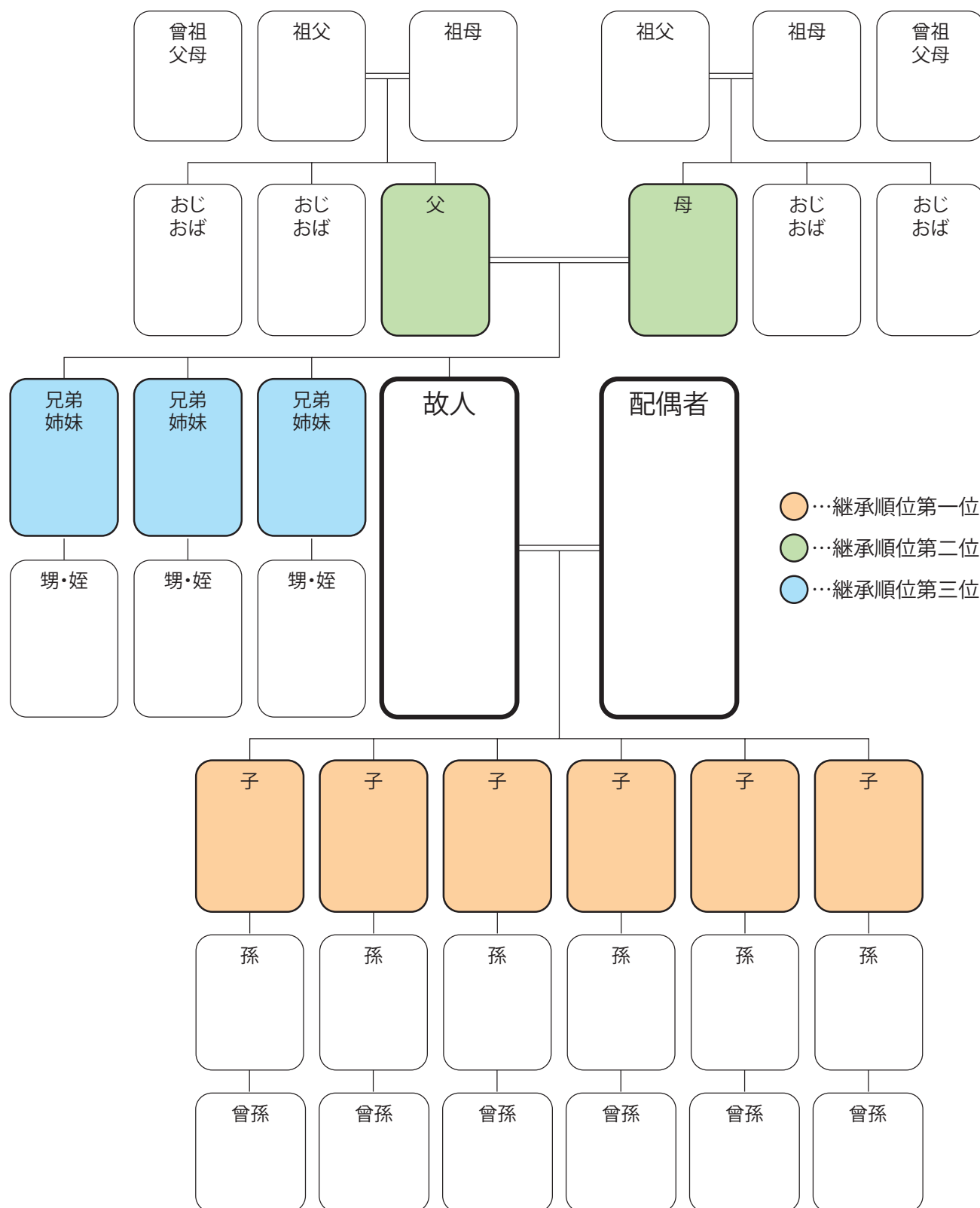
相続について

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

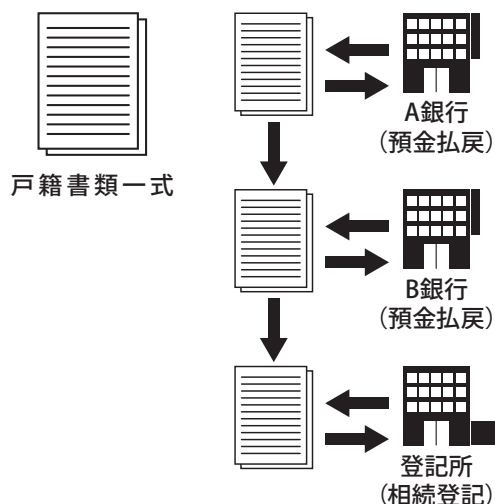
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

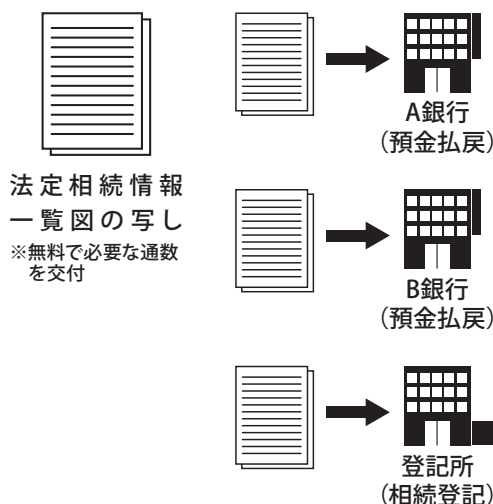
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

MEMO

MEMO

発行 伊万里市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 7 月

